



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和3年7月第3回市長定例記者会見

- ・日時 令和3年7月19日(月)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結します(資料1)
- 2 生ごみを堆肥化するなどごみとして出さない世帯に
「生ごみは入っていません袋」を無償配布します(資料2)
- 3 渋川市内への移住希望者や移住者をサポートする
「渋川市移住定住サポーター」制度を開始します(資料3)
- 4 渋川市内で活動する「地域おこし協力隊」を募集します(資料4)
- 5 令和2年度渋川市ふるさと納税の寄附状況をお知らせします(資料5)
- 6 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言
渋川市内郵便局全14局との署名式を開催します(資料6)
- 7 渋川市総合公園陸上競技場のネーミングライツ導入に係る優先交渉権者
が決まりました(資料7)

その他資料提供

- ・渋川市過疎地域持続的発展計画案への市民意見を公募します(資料8)
- ・渋川市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例骨子案への
市民意見を公募します(資料9)

○次回開催予定

日時：令和3年7月26日(月)午後1時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
7月19日(月)	7:30	夏の県民交通安全運動車両広報	伊香保地区 庁議室	市民協働推進課 秘書室
	9:00	庁議		
	13:00	包括連携協定調印式	記者会見室	政策創造課
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	終了後	(公財)渋川市まちづくり財団理事長記者会見	記者会見室	政策創造課
	15:00	東京2020オリンピック聖火リレー記念モニュメント除幕式	だんだん広場	政策創造課
7月20日(火)	7:30	夏の県民交通安全運動車両広報	渋川地区	市民協働推進課
	10:00	シルバーカフェ(スマホ初心者向け教室)	シルバー人材センター 市長応接室	高齢者安心課 政策創造課
	11:30	(公社)全国脊髄損傷者連合会群馬県支部市長表敬訪問		
	14:30	渋川・吾妻地域在来線活性化協議会総会	大会議室	交通政策課
	18:30	(都)3・4・4渋川高崎線における街路事業計画説明会	熊野町会館	都市政策課
7月21日(水)	13:30	「共生社会実現のまち渋川市」推進共同宣言署名式	記者会見室	政策創造課
7月22日(木)	16:00	渋川ボーイズ第18期生入団式	渋川ボーイズホームグラウンド	スポーツ課
7月23日(金)				
7月24日(土)				
7月25日(日)				
7月26日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	18:30	(都)3・4・4渋川高崎線における街路事業計画説明会	石原田中公会堂	都市政策課

資料1

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2396 内線2420

大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結します

市民の健康増進や地域社会の活性化などにおける本市の課題を克服し、一層の市民サービス向上を図るため、大塚製薬株式会社との包括的な連携協定を締結します。

1 趣 旨

渋川市と大塚製薬株式会社は、これまでも国体をはじめとするイベント時における支援や、健康増進の分野で協力関係を築いてきましたが、このたび、更なる連携協力推進のため、連携協力に関する協定を締結します。

この協定は、双方の有する資源を有効に活用することにより、相互の発展及び充実を図るとともに、地域社会の発展に資することを目的とするものです。

2 協定締結式について

- (1) 日 時 令和3年7月19日(月) 午後1時から
- (2) 場 所 渋川市役所本庁舎2階 記者会見室
- (3) 内 容
 - ア 開 会
 - イ 出席者紹介
 - ウ 協定締結（協定書朗読、協定書署名、記念撮影）
 - エ あいさつ
 - オ 閉 会

3 連携事項について

- (1) 生活習慣改善に関する事
- (2) 食育に関する事
- (3) 健康づくりに関する事
- (4) 熱中症及び脱水症予防に関する事
- (5) スポーツ振興に関する事
- (6) 教育に関する事
- (7) 防災・災害対策に関する事
- (8) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関する事

4 その他

大塚製薬株式会社は、県内ではこれまでに、8つの自治体（前橋市、高崎市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、明和町）と熱中症予防等に関する連携協定を締結しています。脱水症予防については、主に伊香保を中心とする温泉施設において、入浴前後の水分補給を啓発するもので、渋川市特有の取り組みとなります。

資料2

担当：市民環境部環境政策課 課長 小林 悟 電話0279-22-2114 内線1140

生ごみを堆肥化するなどごみとして出さない世帯に 「生ごみは入っていません袋」を無償配布します

渋川市の一人1日当たりのごみ排出量は、県平均を大きく上回り、ごみの減量化が課題となっています。

そこで、生ごみを堆肥化するなど、ごみとして排出しない世帯で「生ごみは出しま宣言書」を提出した世帯に対し、生ごみ以外の燃えるごみ専用の指定袋を市が作成し、無償で配布する事業を開始します。

1 背景

渋川市の一人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度実績で1,153gとなっています。この数値は、群馬県平均の986gを大きく上回り、排出量の多い方から数えて7位、12市では2位となっています。

また、ごみ処理施設の老朽化に伴う改修又は更新が予定されていることから、ごみの減量化が課題となっています。

一方で、生ごみを堆肥化するなど自家処理している世帯は、生ごみの有効活用を自主的に行い、ごみの減量化に寄与している世帯です。

こうしたことから、ごみの減量化に対する市民意識向上を目的として、生ごみを堆肥化するなど、ごみとして排出しない世帯で「生ごみは出しま宣言書」を提出した世帯に対し、生ごみ以外の燃えるごみ専用の指定袋を市が作成し、無償で配布する事業を開始します。

なお、生ごみの堆肥化等は、食品廃棄物の削減にもつながることから、食品ロス削減事業の一環として位置付けて実施します。

2 概要

(1) 「生ごみは出しま宣言書」の提出

生ごみを堆肥化するなど自家処理し、ごみとして排出しない世帯に「生ごみは出しま宣言書」により誓約していただきます。

なお、宣言の有効期間は、宣言日から当該年度末までとします。

(2) 「生ごみは入っていません袋」の無償配布

「生ごみは出しま宣言書」により誓約した世帯に対し、市が作成する生ごみ以外の燃えるごみを排出するための専用ごみ袋を無償で配布します。

①対象世帯

ア 生ごみを堆肥化処理容器又は電動式生ごみ処理機で堆肥化するなど自家処理している世帯

※電動式生ごみ処理機による乾燥後、ごみとして排出している世帯は対象から除きます。

イ 生ごみを直接畑に埋めるなどし、堆肥化している世帯

②配布方法等

ア 「生ごみは出しま宣言書」の提出と引替えに「生ごみは入っていません袋」を無償で配布します

なお、ごみ減量化が目的であるため、袋のサイズは市指定燃えるごみ袋の「中」サイズと同じサイズとします

イ 枚数は、1世帯当たり100枚（週2回×1年間50週）とします

なお、令和3年度は、10月1日（金）から事業開始を予定しているため、配布枚数を50枚とします

③「生ごみは入っていません袋」の使い方

ア 燃えるごみの日に集積所へ排出します

イ 生ごみ（食肉の骨・貝殻など堆肥化できないものは除きます）の混入があると認められる場合は収集は行いません

(3)市の取り組み

市は、宣言者を増やすために「生ごみは出しま宣言書」を提出した市民の取り組みを広く周知します。

3 配布開始予定日

令和3年10月1日（金）から環境政策課において配布開始予定

※宣言書の受け付けも同日から開始します。

4 補助制度

市では、ごみ減量化を目的として、生ごみ堆肥化処理容器等を購入した市民に対し購入費の一部を補助しています。

(1) 生ごみ堆肥化処理容器＝購入費の2分の1（上限3,000円）

(2) 微生物による処理容器＝購入費の2分の1（上限2,000円）

(3) 電動式生ごみ処理機＝購入費の2分の1（上限3万円）

5 その他

「生ごみは入っていません袋」の無償配布事業は、県内12市では初めての取り組みとなります。

なお、県内12市のうち、高崎市、館林市及び富岡市は指定ごみ袋を作成していませんが、渋川市を含む他の8市では指定ごみ袋を作成した上で販売しています。

また、いわゆる「ごみの有料化」として、指定ごみ袋代にごみ処理手数料を加算しているのは、太田市及び安中市となります。

資料3

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2401 内線2420

渋川市内への移住希望者や移住者をサポートする 「渋川市移住定住サポーター」制度を開始します

渋川市への移住希望者や、移住して日が浅い移住者の定住に向けた生活をサポートする「渋川市移住定住サポーター」制度を開始します。

1 趣 旨

渋川市は、加速する少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるため、市外からの移住者への様々な支援を令和2年度から強化し、取り組みを進めています。

この度、本市への移住定住の更なる促進を図るため、市外から本市への移住定住希望者の受入体制整備及び強化、また、本市に移住した方の定住に向けた生活をサポートし、地域コミュニティの維持並びに活性化に資することを目的とし、「渋川市移住定住サポーター」制度を開始します。

2 対象者 市内に居住する本制度の目的に賛同した個人

3 登録開始日 令和3年8月2日(月)
※9月1日(水)までに申込みいただいた方を第1期サポーターとして登録します。

4 登録方法

「渋川市移住定住サポーター登録申込書」を政策創造課移住定住支援係まで郵送、電子メールによって送付、若しくは窓口へ持参してください。

登録申込書提出後、市が認定、登録し、後日「登録証」を送付します。

※制度の詳細、申込書の様式は、政策創造課窓口、又は渋川市公式ホームページを確認してください。

※登録単位は単年度としますが、登録辞退の申出がない限りは自動更新とさせていただきます。

5 活動内容

- (1) 移住定住に関する相談の対応及び相談内容に応じた情報の提供
- (2) 市などが主催する移住定住促進に向けた各種イベント等への参加
- (3) 移住後の定住に向けた各種支援制度の案内、また地域案内
- (4) その他、目的を達成させるために必要な活動

※活動は全てボランティアでの活動となります

6 周知方法 「広報しぶかわ」8月1日号及び市ホームページに記事を掲載

7 その他

県内で移住コーディネーター(コンシェルジュ)を設置している市町村は多数(4市8町村)ありますが、市民との協働によるサポーター制度は県内初の取り組みです。

市への移住希望者、移住した方の定住をサポート

渋川市 移住定住サポーター 募集

移住を希望する人、移住した人と交流しながら
一緒に地域を盛り上げませんか？

どんな制度なの？

渋川市への移住をサポートするために始まった制度です。住まいや仕事、子育て、また地域へのなじみ方など、日々の暮らしや地域のことなど移住を考えている人は不安なことがたくさんあります。そういった移住者の移住前の相談や情報発信、そして移住後に安心して地域に溶け込めるようにボランティアで移住サポート活動を行う制度です。

どんな活動をするの？

具体的な活動①



情報

サポーター

情報発信でサポート

渋川市での日々の暮らしの様子をSNSで発信

具体的な活動③



移住先輩

サポーター

移住者の先輩の視点から移住のステップや今後の計画についてアドバイス！

具体的な活動④



地域

サポーター

日々の買い物や、地域案内、また地域行事への参加方法など暮らしに密着した情報を提供！

具体的な活動②



子育て

サポーター

市内保育園、幼稚園、認定こども園・学校等の情報や近くの病院子育てサークルの案内などを総合的に紹介

その他の活動

その他にも・・・

他にもサポーターが得意とする家具のDIYや家庭菜園の指導、市などが主催する移住促進関連イベントへの出席など、あなたができる範囲での移住サポートが対象となります。

具体的な活動⑤



住まい

サポーター

地域の空き家の情報や現地での空き家の案内、リフォーム情報を提供

お申込み
お問合せ先

渋川市政策創造課
移住定住支援係

☎ : 0279-22-2401

✉ : hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp

移住定住サポーター制度 Q & A

Q. この制度の目的は？



A. 渋川市への移住希望者や移住してきて日の浅い移住者が、より快適な生活を実現し、地域の力になっていただくようサポートするため、市民をあげて受入体制の整備と強化を図り、移住者が安心して生活できる環境を整え、移住定住の促進につなげることを目標としています。

Q. この制度によって、どのような効果がありますか？



A. サポーター活動を通じて、移住希望者が安心して移住を検討でき、移住後の快適な生活を実現するだけでなく、地域住民相互の繋がりを深め、連携して活動していただくことが期待されます。市では、定期的にサポーターとの連絡会議を開催し、サポーター同士の交流や情報交換を行うなど、移住に関する市民ネットワークの構築を推進していきます。

Q. サポーターと市の役割は？

A. サポーターは移住希望者や移住者への支援活動を行います。渋川市での暮らし情報として生活や住まいなどの情報提供、自治会活動についての助言など必要に応じて支援していただきます。困ったときに助けていただける、いわゆる地域の「お世話役」の役割です。市は、移住希望者や移住者の必要に応じて、サポーターを紹介し、サポーターの活動を支援します。また、サポーター活動を広くPRし、情報発信に努めます。

Q. サポーターになるためには？



A. 本制度の趣旨をご理解いただいた市内在住の個人の方が対象です。「登録申込書」ひ必要事項を御記入いただき、郵送電子メールによって送付いただくか、渋川市政策創造課の窓口まで直接お持ちください。登録した方には後日、登録証をお渡しいたします。任期は単年度毎になりますが、登録辞退の申出がない限りは自動更新となります。

Q. サポーターへの補助金や報償はありますか？



A. 自主的なボランティア活動や地域ぐるみでのサポート活動を前提としますので、金銭的な支援はありません。ご承知おきください。

Q. 活動するにあたっての注意点はありますか？



A. サポーターになったからと言って、市から願うすべての依頼に対応しなくてはならないということはありません。あくまで個人で対応できる無理のない範囲内でご協力ください。

Q. サポーターの活動時間は？



A. 活動時間は原則、平日の午前9時から午後5時までとしますが、土日祝日に対応する場合には事前に事務局と調整していただければ、対応が可能です。

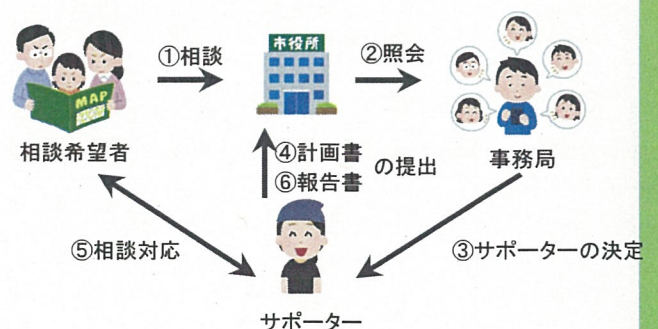
Q. 実際はどのように活動するの？

A. 実際の事業の流れは以下のイメージ図のとおりです。御確認いただいて御不明な点は政策創造課移住定住支援係までお問い合わせください。(問合せ先: 表面最下部)

Q. 活動中に事故を起こしてしまったたり、もしものときの対応は？



A. 事故等については、十分に注意していただき、起きないことが大前提ですが、万が一の時には、市が加入している保険「渋川市総合災害補償」また「渋川市行事等傷害見舞金」によって対応します。各補償の詳細は事務局までお問い合わせください。



お問合せ先

渋川市 政策創造課
移住定住支援係

☎ : 0279-22-2401

✉ : hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp

資料4

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2401 内線2420

渋川市内で活動する「地域おこし協力隊」を募集します

渋川市の地域コミュニティの維持及び活性化を目的として、「空き家の利活用推進」、また「小野上地区の地域振興」に携わる地域おこし協力隊を募集します。

1 目的

地域コミュニティの維持及び活性化を目的に以下、活動概要の（１）、（２）について、それぞれの課題に取り組める地域おこし協力隊を1名ずつ募集します。

2 募集期間 令和3年8月2日(月)～9月30日(木)

3 募集人数 2名（空き家利活用推進：1名、小野上地区地域振興：1名）

4 募集対象

次の①から③の全てに該当する方。

①令和3年4月1日時点で年齢20歳以上40歳未満の方（性別は不問）

②三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する方で、渋川市に生活の本拠を移し、委嘱後すみやかに住民票を異動できる方

③地域おこし協力隊としての活動終了後も渋川市に定住する意思があり、空き家の利活用を通じた移住定住の促進や農産物等の利活用を用いた地域振興に携わる意欲のある方

5 活動概要

（１）空き家利活用推進

利活用可能な空き家の掘り起こしと整理、空き家所有者と移住希望者のマッチング、魅力ある空き家情報の発信等

（２）小野上地区地域振興

小野上地区の地域資源を活用した事業提案及び実施、賑わいを創り出す事業等の企画及び運営、魅力ある地域情報の発信等

6 雇用形態

市との雇用関係はありません。地域おこし協力隊員として市長が委嘱し、市と委託契約を結んで活動していただきます。

7 応募、審査方法等

(1) 応募方法

履歴書、運転免許証の写し、住民票抄本、隊員採用後の目標（作文）を政策創造課まで郵送又は持参にて提出（郵送の場合は当日必着）

(2) 選考方法

第1次選考（書類審査）、第2次選考（面接）を通して総合的に判断します

(3) 選考結果及び着任日について

最終結果（内定）は第2次選考終了後に文書で通知します。

着任日については、市と内定者で協議の上、決定します

資料5

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2396 内線2420

令和2年度渋川市ふるさと納税の寄附状況をお知らせします

令和2年度は、果物や牛肉などの特産品を返礼品として希望する寄附が増加したため、寄附件数は前年度より増加しましたが、比較的高額の寄附が集まりやすい市内で利用可能な「渋川市ふるさと感謝券」を希望する寄附が減少したため、寄附額は前年度よりも減少しました。

1 寄附件数・金額

	件数		金額（千円）	
	累計	月平均	累計	月平均
令和2年度	3,449	287	192,673	16,056
令和元年度	2,526	211	210,476	17,540
前年比	136.5%	136.5%	91.5%	91.5%

2 寄附件数・金額 内訳

	件数		金額（千円）			
	累計	割合	累計	割合		
返礼品						
1 感謝券	1,085	31.5%	160,486	83.4%		
2 特産品	2,363	68.5%	31,990	16.6%		
3 辞退	9	0.3%	197	0.1%		
使い道						
	順位		順位			
1 Withコロナ今こそ渋川！！移住定住支援プロジェクト（令和2年8月～）	4	342	9.9%	2 22,140	11.5%	
2 コロナに負けるな！伊香保温泉応援プロジェクト（令和2年5月～7月）	3	367	10.6%	5 12,150	6.3%	
3 誰もが暮らしやすい街づくり・共生社会実現プロジェクト	5	229	6.6%	6 10,725	5.6%	
4 ふるさと渋川学生応援プロジェクト	2	368	10.7%	3 13,902	7.2%	
5 郷土の歴史・文化保存継承プロジェクト	6	205	5.9%	4 13,334	6.9%	
6 子どもを守る安全・安心対策関連事業	1	528	15.3%	1 31,913	16.6%	
7 新しい渋川市民会館を活用した演劇、音楽等文化の創造・発信事業	11	57	1.7%	9 3,630	1.9%	
8 MICE等イベントを通じた交流人口の拡大事業	13	27	0.8%	13 910	0.5%	
9 モータースポーツイベントを活用した地域活性化関連事業	8	77	2.2%	8 4,460	2.3%	
10 駅周辺等整備事業	10	61	1.8%	10 3,610	1.9%	
11 まちなか再生活活性化事業	12	54	1.6%	12 2,517	1.3%	
12 高齢者等移動支援事業	9	72	2.1%	11 3,494	1.8%	
13 健康寿命の延伸関連事業	7	104	3.0%	7 8,960	4.7%	
14 指定なし（順位に含めず）		958	27.8%		60,928	31.6%

【参考1】

令和3年4～6月のふるさと納税の寄附状況について（令和3年6月末現在）

1 寄附件数・金額

	件数		金額（千円）	
	累計	月平均	累計	月平均
令和3年4月～6月	642	214	28,200	9,400
令和2年4月～6月	898	299	22,380	7,460
前年度比	71.5%	71.5%	126.0%	126.0%

2 寄附件数・金額 内訳

	件数		金額（千円）			
	累計	割合	累計	割合		
返礼品						
1 感謝券	125	19.5%	22,170	78.6%		
2 特産品	517	80.5%	6,030	21.4%		
3 辞退	0	0.0%	0	0.0%		
使い道						
	順位		順位			
1 Withコロナ今こそ渋川！！移住定住支援プロジェクト	2	84	13.1%	3	3,690	13.1%
2 誰もが暮らしやすい街づくり・共生社会実現プロジェクト	4	43	6.7%	2	3,750	13.3%
3 ふるさと渋川学生応援プロジェクト	3	56	8.7%	4	1,820	6.5%
4 郷土の歴史・文化保存継承プロジェクト	5	38	5.9%	6	1,480	5.2%
5 子どもを守る安全・安心対策関連事業	1	145	22.6%	1	4,300	15.2%
6 新しい渋川市民会館を活用した演劇、音楽等文化の創造・発信事業	10	10	1.6%	8	580	2.1%
7 MICE等イベントを通じた交流人口の拡大事業	12	6	0.9%	11	270	1.0%
8 モータースポーツイベントを活用した地域活性化関連事業	11	7	1.1%	12	200	0.7%
9 駅周辺等整備事業	9	11	1.7%	9	320	1.1%
10 まちなか再生活性化事業	8	13	2.0%	10	310	1.1%
11 高齢者等移動支援事業	6	15	2.3%	7	830	2.9%
12 健康寿命の延伸関連事業	6	15	2.3%	5	1,770	6.3%
13 指定なし（順位に含めず）		199	31.0%		8,880	31.5%

【参考2】 寄附金の使い道

使い道		活用内容
1	Withコロナ今こそ渋川！！移住定住支援プロジェクト	コロナ禍の影響により都会から地方移住への機運が高まる中において、住みたい街としての本市の魅力向上を図るとともに、移住希望者を応援するため、本市への移住・定住促進を図る取組に寄附金を活用します。
2	コロナに負けるな！伊香保温泉応援プロジェクト	新型コロナウイルス感染拡大の影響により莫大な損害を受けている伊香保温泉を応援するため、渋川伊香保温泉観光協会や伊香保温泉旅館協同組合が新型コロナウイルス感染症対策として行う各種取組を補助する財源として、伊香保温泉を愛してくれる人たちから寄附を募り、窮状を支援します。
3	誰もが暮らしやすい街づくり・共生社会実現プロジェクト	「共生社会実現のまち 渋川市」として、障害のある人や外国人、高齢者など、誰もが生き生きとした人生を送ることができるまちづくりを進めるための取組に寄附金を活用します。
4	ふるさと渋川学生応援プロジェクト	渋川の子どもたちの学びと夢を応援し、世界で活躍する人材を育てるとともに、郷土のことをよく知り、地域に愛着と誇りを感じてもらうため、返済不要の奨励金の給付や英語教育の充実、学習環境の整備等に寄附金を活用します。
5	郷土の歴史・文化保存継承プロジェクト	渋川市には、遺跡や歴史的建造物、お祭りや伝統芸能など、有形無形の文化財が地域ごとに数多く残されています。先人たちがつないできた歴史と文化を次の世代に継承するための取組に寄附金を活用します。
6	子どもを守る安全・安心対策関連事業	渋川市では、保育所等の散歩コース、学校の通学路などの安全点検や、防犯対策をまとめた「渋川市子どもを守る緊急安全プログラム」の作成を行うなど、緊急対策に取り組んでいます。これに合わせて、幼児・児童に焦点を当てた安全・安心対策事業を用途に加え、交通事故防止や防犯のための道路整備・啓発、災害時の備蓄、母子の健康診査や相談体制の充実等、子どもたちが安全・安心に成長できるまちづくりに寄附金を使用します。
7	新しい渋川市民会館を活用した演劇、音楽等文化の創造・発信事業	渋川市民会館は、皆様からいただいた寄附を活用して令和2年2月にリニューアルオープンいたしました。今後も、コンサート、演劇、伝統芸能など、市民が様々な分野の芸術文化に触れられる場となるよう、寄附金を使用します。
8	MICE等イベントを通じた交流人口の拡大事業	渋川市の交通利便性や観光資源の魅力为全国へ発信し、交流人口を拡大するためのイベント誘致に寄附金を使用します。
9	モータースポーツイベントを活用した地域活性化関連事業	渋川市では、全日本ラリー選手権やTOYOTA GAZOO Racingなどのモータースポーツイベントが開催され、全国各地からたくさんの方が訪れています。今後も、地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、モータースポーツイベントを始め市道等の整備、交通安全に関する事業に寄附金を使用します。
10	駅周辺等整備事業	鉄道利用者の利便性の向上、賑わいのある駅前空間の形成、駅前の良好な環境の維持、公共交通の利用促進及び駅周辺地域活性化に関する事業に使用します。
11	まちなか再生活活性化事業	空き店舗の活用や中心市街地の活性化やイベント開催など、まちなかの活性化を行う事業に寄附金を使用します。
12	高齢者等移動支援事業	高齢者等が日常生活における移動を円滑に行うことができるよう、交通弱者の移手段の確保に関連した事業に寄附金を使用します。
13	健康寿命の延伸及び疾病予防等関連事業	健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、各種検診事業の実施や受診の推進、感染症の予防等を行う事業に寄附金を使用します。

資料6

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話 0279-22-2396 内線2420

「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言 渋川市内郵便局全14局との署名式を開催します

共生社会の実現に向けた取り組みの輪を広げ、機運の醸成を図るため、「共生社会実現のまち 渋川市」の推進に向けた取り組みを、市と共に行う各種団体と「推進共同宣言」に署名します。

この度、渋川市内の郵便局全14局と共同宣言を行うことになりました。今回の署名により、共同宣言団体数は72となります。

1 目 的

“自分らしく”、“たがいに寄り添い”、“共に生きる”社会をつくるため、市と共に共生社会実現に向けた取り組みを行う団体と市が共同宣言に署名し、取り組みの輪を広げ、共生社会の実現を加速させることを目的とします。

2 共同宣言署名について

「共生社会実現のまち 渋川市」の推進に向け、協力して取り組みを行う団体等の代表者と宣言文に署名します。

署名式の様子や共同宣言団体名を市ホームページ等に掲載し、各団体の活動内容を周知するとともに、シンボルマークの積極的な活用を共に行うことで、共生社会の実現に向けた取り組みの輪を広げます。

3 第15回署名式

- (1) 日 時 令和3年7月21日(水) 午後1時30分～
- (2) 場 所 渋川市役所本庁舎2階 記者会見室
- (3) 相 手 渋川市内郵便局(全14局)
- (4) 出席者 当日は以下の4局長様にご出席いただきます。
渋川郵便局 局長 新井 秀治 様
赤城三原田郵便局 局長 荒井 千寿 様
真壁郵便局 局長 小林 真人 様
渋川石原郵便局 局長 齋藤 一彦 様

4 その他

「共生社会実現のまち 渋川市」の推進共同宣言に賛同いただける団体は、政策創造課へ連絡してください。

参考

渋川市と日本郵便株式会社は、令和3年1月25日に、市民サービスの向上等を図る事を目的として、包括連携協定を締結しました。

- (1) 高齢者、障害者、子ども及びその他の住民等の異変に気付いた場合の対応に関する事。
- (2) 道路の異状を発見した場合の対応に関する事。
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合の対応に関する事。
- (4) 災害時における協力に関する事。
- (5) 安心、安全な暮らしの実現に関する事。
- (6) 地域経済活性化に関する事。
- (7) 未来を担う子どもの育成に関する事。
- (8) 女性の活躍推進に関する事。
- (9) その他、地域の活性化、市民サービスの向上に関する事。

資料7

担当：総務部財務課 課長 角田 義孝 電話0279-22-2150 内線2150

渋川市総合公園陸上競技場のネーミングライツ導入に係る優先交渉権者が決まりました

渋川市総合公園陸上競技場について、ネーミングライツパートナーを募集したところ、1社から応募がありました。提案内容を審査し、優先交渉権者を選定しました。

1 経 過

渋川市総合公園陸上競技場について、令和3年6月1日から6月30日までの間、ネーミングライツパートナーを募集したところ、1社から応募があり、提案内容を審査した結果、下記のとおり優先交渉権者を選定しました。

今後、優先交渉権者と個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行い、ネーミングライツパートナーとして決定後、契約を締結する予定です。

2 優先交渉権者

- (1) 企業名 瑞穂建設株式会社
- (2) 住 所 渋川市渋川4413番地1
- (3) 代表者名 代表取締役 篠原 玄洋

3 選定内容

愛称案、契約期間、社会貢献の取組、ネーミングライツ料について、総合的に評価し、優先交渉権者を選定しました。

4 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和3年7月下旬 優先交渉権者との契約締結に係る協議
- (2) 令和3年8月初旬 ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- (3) 令和3年10月1日 ネーミングライツ導入（愛称使用開始）

資料8

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2396 内線2420

渋川市過疎地域持続的発展計画案への市民意見を 公募します

1 内 容

渋川市は、伊香保地区、小野上地区、赤城地区が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく対象地域に指定されたことを受け、対象地域の課題の解決に向けた動きを加速させ、地域の計画的な持続的発展を目指し、計画を策定します。

この計画の策定に当たり、幅広い市民の意見を反映するため、計画の案を公表し、案への意見を公募するものです。

2 計画策定の目的

令和3年4月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（新過疎法）が国により施行され、人口減少率等新たな要件のもと、伊香保地区、小野上地区、赤城地区が対象地域となりました。

過疎地域は、都市部へ食料や水、エネルギーを供給するなど、様々な面で我が国を支える一方、人口減少や少子高齢化の進展が継続し、地域を支える人材の確保、地域経済の活性化、交通の機能の確保、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

新過疎法は、近年における過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するものです。

これを受けて渋川市は、対象地域の持続的発展を目指して、新過疎法に基づく「渋川市過疎地域持続的発展計画」を策定します。

3 資料公表及び意見募集期間 令和3年7月21日(水)～8月20日(金)

4 資料の公表方法

資料を7月21日(水)から市ホームページに掲載するほか、本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、政策創造課、各行政センターに備え付けます。

市ホームページ以外での資料の閲覧は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

5 意見提出方法

意見を記入した所定の用紙に氏名（団体名）、住所、電話番号等を明記して、持参、郵送、FAX又はEメールで政策創造課へ提出してください。

【送付先】

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所政策創造課 宛て
FAX：0279-24-6541（政策創造課宛てと明記してください）
Eメール：hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp

※用紙の様式は、市ホームページに掲載します。

6 結果報告

提出された意見に対する市の考え方を市ホームページなどに掲載します。

※意見以外の個人情報などは公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。

資料9

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2396 内線2420
担当：総務部税務課 課長 福田 順夫 電話0279-22-2189 内線1510

渋川市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例骨子案への市民意見を公募します

1 内 容

渋川市における過疎地域の持続的発展のために、市税（固定資産税）の課税の特例について必要な事項を定めるため条例を制定します。

この条例の制定に当たり、幅広い市民の意見を反映するため、条例の骨子案を公表し、案への意見を公募するものです。

2 計画制定の目的

令和3年4月1日付で、渋川市が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する一部過疎地域に指定されたことに伴い、業種や取得費等の一定要件のもと、事業者が行った設備投資に係る固定資産税を市が免除した場合に、地方交付税によりその減収分が補てんされる特別措置が適用されることとなりました。

このことを受け、固定資産税の課税の特例に関する条例を制定することにより、対象資産に係る課税免除を実施し、本市過疎地域における企業立地や投資の拡大を促し、持続可能な地域社会の形成を図ろうとするものです。

3 資料公表及び意見募集期間 令和3年7月21日(水)～8月20日(金)

4 資料の公表方法

資料を7月21日(水)から市ホームページに掲載するほか、本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、政策創造課、各行政センターに備え付けます。

市ホームページ以外での資料の閲覧は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

5 意見提出方法

意見を記入した所定の用紙に氏名（団体名）、住所、電話番号等を明記して、持参、郵送、FAX又はEメールで政策創造課へ提出してください。

【送付先】

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所政策創造課 宛て
FAX：0279-24-6541（政策創造課宛てと明記してください）

Eメール：hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp

※用紙の様式は、市ホームページに掲載します。

6 結果報告

提出された意見に対する市の考え方を市ホームページなどに掲載します。

※意見以外の個人情報などは公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。